

岩手県監査委員告示第27号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成20年岩手県監査委員告示第11号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年6月5日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 外部監査の種類

平成19年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

母子寡婦福祉資金特別会計に係る事務の執行及び事業の管理

3 監査委員告示

平成20年3月7日付け岩手県監査委員告示第11号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成21年5月18日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
連帯保証人に対して回収行為を行える仕組みを整備し、分かりやすいマニュアルを作成し、運用していく必要がある。	滞納期間に応じた借受者、連帯借受者及び保証人に対する納入指導方法を標準化し、マニュアルを作成した。
悪徳な連帯保証人に対しては、県は資金回収のため、法的措置も辞さない厳しい姿勢で対応することなどについて検討する必要がある。	法的措置については、審査会で協議し、本庁児童家庭課と連携し、個別に検討することとする。
連帯借受者に対しても、滞納が発生した時点から早期の対応に踏み出し、連帯借受者の負担能力に応じた回収も積極的に行うべきである。	滞納した場合は、滞納期間に応じた納入指導をマニュアルにより、徹底することとした。 貸付時は連帯借受者と面会し、償還について説明しているが、今後も引き続き、連帯借受者の償還義務についての説明を徹底していく。
償還計画どおりに小額ずつ返済していても、債権全額の弁済ができないことが明らかである場合には、債権管理の債権リスクを区分する際に、留意する必要がある。 また、債権の遅延がある者については、期限未到来の債権についても把握し、同様のリスク管理を行うべきであり、管理すべき債権として把握する必要がある。	1 債権リスクについては、年齢による区分を明確にすることは困難である。 高齢な借受者及び連帯保証人については、連帯借受者への債務の相続を含み、審査会において、検討し対応していくこととする。 2 未到来債権を含めた滞納額に係る債権リスクを明確にした。
弁済がなされず長期不良債権化しているケースについて、どうするか県としてしっかりした方針を立てるべきであり、一定の期間を定めて法的措置をとることなどについて検討する必要がある。	当該資金については、資金の性質上、法的措置を行っている実施機関はないが、県では、このような債権について、民間の債権回収業者へ委託することとしており、法的措置については、今後検討していく。
借受者や連帯保証人が自己破産等の法定措置に踏み切った場	借受者が自己破産の申請をした場合は、措置が決定するまで、

<p>合の県側の対応がはっきり定められておらず、未対応のケースがあった。</p> <p>また、借受者に破産等の法的整理がある場合、破産申立等の関係書類は、債権の完済、又は債権の償却時まで、適切に保存する必要があり、また借受者に破産等の法的整理がある場合には、連帯借受者等への債務履行の請求を適切に行うよう指導・措置する必要がある。</p>	<p>接触ができない。</p> <p>破産による償還金の免除規定はないことから、貸付時及び償還開始時において、借受者及び連帯借受者に対し、生活状況が変更した場合等の必要な届出について指導を徹底することとし、又提出された関係書類の保存期間を厳守する。</p>
<p>事業開始及び事業継続資金の申請において、滞留・不良債権化しているケースが散見されたことから、貸付時の審査においては厳格に対応していくことが必要である。</p>	<p>貸付審査基準及びチェックリストに基づき、審査会により厳格に審査する。</p> <p>また、他借入金がある場合にはローンの返済計画を証する書類及び保証人の収入に係る書類の提出を徹底し、借受者の当該資金の償還計画の適正及び保証人の弁済能力の確認を強化する。</p>
<p>借受者の財産内容を的確に把握するため、多額の貸付に関しては、税務申告や所得証明書等の提出を措置すると共に、特に複数資金の貸付時、督促状況や他資金の支払状況をよく確認する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 借受者の収入については、貸付調査時に本人と面接し、確認しているが、申請内容等を踏まえ、審査会で必要と判断された証明書等は提出を求めることとする。 2 他資金の支払状況については、貸付調査時に必ず確認しているが、今後も徹底していく。